

平成17年2月7日

各 位

会社名 エンシュウ株式会社  
代表者の 代表取締役社長 寺田 一彦  
役職氏名

(コード番号：6218 東証・名証第一部)

問い合わせ 常務取締役企画財務部担当 千賀伸一  
先

電話番号 053-447-2111(代表)

## 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

平成17年2月7日開催の当社取締役会において、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 社債の名称 エンシュウ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債  
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本  
新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、  
新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債の発行価額 額面100円につき金100円
3. 新株予約権の発行価額 無償とする。
4. 払込期日及び発行日 平成17年2月23日(水)
5. 募集に関する事項  
(1) 募集の方法 第三者割当の方法により、全額を新光証券株式会社に割当てる。  
(2) 申込期間 平成17年2月23日(水)  
(3) 申込取扱場所 株式会社みずほコーポレート銀行 本店
6. 新株予約権に関する事項  
(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、そ  
の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに  
代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の  
発行又は移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る  
本社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(た  
だし、本項第(8)号又は第(9)号によって修正又は調整された場  
合は修正後又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数と  
する。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨  
て、現金による調整は行わない。  
(2) 新株予約権の総数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の  
本新株予約権を発行する。  
(3) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額及び  
転換価額 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社  
債の発行価額と同額とする。  
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株あたりの額  
(以下「転換価額」という。)は、当初275円とする。  
(4) 新株予約権の発行価額を無償とする理由 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたもの  
であり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

及びその行使に際し  
て払込をなすべき額  
の算定理由

(5) 新株の発行価額中の  
資本組入れ額

(6) 新株予約権の  
行使請求期間

(7) 新株予約権の  
行使の条件

(8) 転換価額の修正

(9) 転換価額の調整

行使されると代用払込により本社債は消滅するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること並びに本社債の利率、繰上償還及び発行価額等その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値と本新株予約権に内在する価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が、転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成17年2月7日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を5.36%上回る額とした。

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の資本組入れ額は当該株式の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権付社債の社債権者は、平成17年2月24日から平成19年2月22日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して当社普通株式の交付を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。

当社が第7項第(5)号もしくはにより本社債を繰上償還する場合又は当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日又は期限の利益の喪失日以後、本新株予約権を行使することはできない。当社が第7項第(5)号記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債の全部又は一部を繰上償還する場合には、繰上償還請求に要する書類が第12項記載の財務代理人（以下「財務代理人」という。）の本店に到着したとき以後、当該新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権付社債の発行後、毎月第2金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に本項第(9)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が137.5円（以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が412.5円（以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(9)号による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（ただし、当社普通株式に転

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社は、当社普通株式の分割もしくは併合又は時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合等にも適宜調整する。

- (10) 新株予約権の消却事由及び消却の条件  
消却事由は定めない。
- (11) 新株予約権の行使後第1回目の配当  
行使請求により交付された当社普通株式の配当金又は商法第293条ノ5に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
- (12) 代用払込に関する事項  
商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとする。
- (13) 行使請求受付場所  
名義書換代理人 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- (14) 行使請求取次場所  
株式会社みずほコーポレート銀行 本店
7. 社債に関する事項
- (1) 社債の総額  
金15億円
- (2) 各社債券の金額  
金3,750万円の1種
- (3) 社債の利率  
本社債には利息を付さない。
- (4) 償還価額  
額面100円につき金100円  
ただし、繰上償還の場合は本項第(5)号乃至に定める価額による。
- (5) 償還の方法及び期限  
本社債は、平成19年2月23日にその総額を償還する。  
当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対して償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき次の金額で繰上償還する。  
平成17年2月24日から平成18年2月23日までの期間については金101円  
平成18年2月24日から平成19年2月22日までの期間については金100円  
当社は、本新株予約権付社債の発行後、いつでも残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

償還することができる。

上記の規定により本社債を繰上償還する場合、当社は、繰上償還する日の30日前までに財務代理人に書面にて事前通知を行うとともに、償還に必要な事項を本新株予約権付社債の社債要項に定めるところにより公告する。

当社は、上記の規定により本社債の繰上償還を行う場合で、財務代理人に対する通知を行った後は、これを取り消すことはできない。

本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、いつでもその保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。

上記の規定により本社債の繰上償還を請求しようとする社債権者は、償還すべき日の3週間前までに当社の定める請求書に繰上償還の請求をしようとする本社債を表示し、請求の年月日その他必要事項を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還の請求をしようとする本新株予約権付社債券を添えて、財務代理人の本店に提出しなければならない。ただし、登録をした本新株予約権付社債に係る本社債の繰上償還を当社に対して請求する場合は、第11項記載の登録機関を経由して行うことを要する。

本社債の繰上償還請求の効力は、繰上償還請求に要する書類が財務代理人の本店に到着したときに生じるものとする。繰上償還請求に要する書類を提出した社債権者は、その後これを取り消すことはできない。

償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

本新株予約権付社債の買入れおよび当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権のみを消却することはできない。当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する場合、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

(6) 社債券の形式

無記名式とする。

なお、本新株予約権付社債は商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

(7) 物上担保・保証の有無

本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

(8) 財務上の特約  
(担保提供制限)

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保附社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保附社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の規定

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- に基づき、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。
8. 取得格付 取得していない。
9. 社債管理会社 本新株予約権付社債は、商法第297条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理会社は設置しない。
10. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） 株式会社みずほコーポレート銀行 本店
11. 登録機関 株式会社みずほコーポレート銀行
12. 財務代理人 株式会社みずほコーポレート銀行
13. 上場申請の有無 なし
14. 前記各号については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(ご参考)

## 1. 資金使途

### (1) 調達資金の使途

手取概算額1,485百万円については、機器事業部門の設備投資に600百万円、残額を借入金の返済に充当する予定であります。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

## 2. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

利益の維持・向上とその配分は、企業経営の最重要課題と認識しております。企業体質の強化を図りながら、業績と財務状態を勘案し、また今後の事業環境の変化に備える内部留保を確保しながら、安定的に継続して利益還元をしていくことを基本としております。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

将来にわたる安定配当の維持を基本とし、収益の状況及び財務体質の強化・事業展開に必要な内部留保を勘案して決定するものとしております。

### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、当社事業分野における技術革新や事業環境の変化に対応し、また、企業の体質・競争力の向上のために設備投資・研究開発並びに財務体質の強化に有効活用いたします。

### (4) 過去3決算期間の配当状況

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純利益 又は当期純損失( )	2.07円	0.59円	9.83円
1株当たり配当金	-円	-円	-円
実績配当性向	-%	-%	-%
株主資本当期純利益率	1.6%	0.5%	-%
株主資本配当率	-%	-%	-%

(注)1. 株主資本当期利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

2. 過去3決算期間において配当を行っていないため、1株当たり配当金、実績配当性向及び株主資本配当率については記載しておりません。

## 3. その他

### (1) 潜在株式による希薄化情報等

今回の資金調達を実施することにより、平成16年2月7日現在の発行済株式数に対する潜在株式の比率は11.41%となる見込みです。

(注)1. 潜在株式の比率は、今回発行する新株予約権付社債が全て行使された場合に交付される株式数を直近の発行済株式数で除したものです。

2. 発行済株式数：47,817千株(平成16年2月7日現在)

### (2) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	158円	98円	90円	214円
高 値	200円	143円	308円	274円
安 値	55円	71円	88円	154円
終 値	102円	90円	216円	261円
株 価 収 益 率	49.28倍	152.54倍	- 倍	- 倍

(注)1. 平成17年3月期株価については、平成17年2月7日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値です。なお、平成16年3月期に関しては、当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示しておりません。

4. 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		新光証券株式会社
割当新株予約権付社債（額面）		金 1,500,000,000 円
払込金額		金 1,500,000,000 円
割当予定 先の内容	住 所	東京都中央区八重洲二丁目4番1号
	代表者の氏名	取締役社長 草間 高志
	資 本 の 額	125,167百万円
	事 業 の 内 容	証券業
	大 株 主	株式会社みずほコーポレート銀行 10.4%、 みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口 10.4% 他
当社との 関 係	出 資 関 係	当社が保有している割当予定先の株式の数：普通株式865株 割当予定先が保有している当社の株式の数：普通株式2,000株
	取 引 関 係 等	主幹事証券会社
	人 的 関 係 等	なし

(注) 資本の額、大株主及び出資関係は平成16年9月30日現在のものです。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。